

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的とした「保育士等キャリアアップ研修」の実施にあたり次の業務を委託するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研修計画の作成 ② 広報、募集、問い合わせ対応 ③ 研修事業の実施に必要な講師及び会場の調整、確保 ④ 研修事業の実施、受講管理 ⑤ 修了者名簿の作成・管理、修了証の発行 ⑥ その他、研修の実施に必要な事項 <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>(公募型プロポーザル方式)</p> <p>本研修を実施するうえで重要となるのは、①大規模研修の企画力及び実施運営体制、②研修の質の確保、③受講者が参加しやすい研修とするための配慮である。したがって、大規模研修の企画・運営のノウハウを持ち、かつ、適切な講師確保のための保育分野への知見等、事業者の能力等を評価し選定する公募型プロポーザル方式を採用することが適當である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>「株式会社ポピンズプロフェッショナル」は令和8年4月21日に開催した「令和8年度保育士等キャリアアップ研修業務委託プロポーザル評価会議」において最優秀提案者として選定された者である。</p> <p>これを受けて、「株式会社ポピンズプロフェッショナル」と協議を実施し、委託業務に係る仕様を確定した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。